

お知らせ



大阪市国保被保険者の皆さんへ 令和8年度保健事業のお知らせ

大阪市国保では、生活習慣病の予防に向けた各種健診を実施しています。ご自身の健康管理のため、年に1回は健診を受けましょう。

詳細は、受診券に同封の「国保健診ガイド」や各区役所窓口、大阪市ホームページをご覧ください。

●特定健診(無料)

40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)が対象です。4月末ごろに届く「緑色の封筒(受診券)」をご確認ください。

●国保人間ドック

30歳以上の方が対象です。費用は30~39歳が15,000円、40~74歳が10,000円ですが、昭和36・41・46・51・56・61年度生まれの方は無料です。※40歳以上の方が受診する場合は「特定健診受診券」が必要です。

●国保プラス健診(1,800円)

18歳以上の方が対象です。特定健診の項目に、胸部エックス線や心電図、貧血検査などを追加して受診できます。

問合せ ☎ 窓口サービス課(保険年金:保険)

☎ 6647-9956 ☎ 6633-8270

※月~木、第4日:9時~17時30分、金:9時~19時

健診内容・健診場所について

☎ 保健福祉課(保健)

☎ 6647-9882 ☎ 6644-1937

※平日:9時~17時30分

国保人間ドックなどその他保健事業について

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課(保健事業)

☎ 6208-9876

※平日:9時~17時30分

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税の特別徴収税額 決定通知書を送付します

令和8年度の市民税・府民税・森林環境税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、令和8年5月中旬から事業主(会社など)を通じて、給与所得者(従業員など)の方に送付します。なお、3月17日(火)以降に所得税または市民税・府民税の申告をされた方は通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、この場合は7月以降に変更通知書を送付します。給与所得者の市民税・府民税・森林環境税は、事業主(特別徴収義務者)が、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。なお、新たに会社などにお勤めになられた方も、事業主を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。



問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ(個人市民税)

☎ 4397-2953

※月~木:9時~17時30分、金:9時~19時

「令和8年経済センサス-活動調査」を実施します

6月1日現在で、全国すべての事業所・企業を対象とした「経済センサス-活動調査」を実施します。この調査は日本国内の事業所・企業の経済活動を明らかにする重要な調査で、結果は産業振興や商店街の活性化など、暮らしを良くするための政策に活用されます。

●調査票の配布について

4月に書類を郵送していますが、回答が確認できていない事業所や新たに把握した事業所へは、5月中旬以降に改めて調査票を配布します。統計調査員が「調査員証」を携行して訪問、または郵送でのお届けとなります。

●回答方法

インターネット、郵送による方法と、紙の調査票を調査員にお渡しいただく方法があります。安全で便利なインターネット回答をぜひご利用ください。

【経済センサスをよそおった「かたり調査」にご注意】

- ◆調査員は、顔写真付きの「調査員証」を身につけています。
- ◆調査の中で、金銭の要求、銀行口座やクレジットカード、負債などの情報を聞き出すことは一切ありません。

問合せ ☎ 総務課(総務)

☎ 6647-9625 ☎ 6633-8270

後期高齢者医療制度の 保険料率改定について

後期高齢者医療制度の保険料率が改定され、令和8年度より従来の医療分に加えて、子ども・子育て支援納付金分が保険料に加わります。

令和8年度の保険料率は、医療分の被保険者均等割額が64,931円、所得割率が11.51%、賦課限度額が85万円となり、子ども・子育て支援納付金分の被保険者均等割額が1,373円、所得割率が0.24%、賦課限度額が2.1万円となります。

また、世帯の所得が一定基準以下の場合に適用される医療分の均等割額の軽減措置のうち7割軽減について、令和8年度は7.2割軽減となります。

なお、決定した保険料額は、7月にお知らせします。

問合せ ☎ 窓口サービス課(保険年金:保険)

☎ 6647-9956 ☎ 6633-8270

※月~木、第4日:9時~17時30分、金:9時~19時

区役所での 人権相談について

無料 申込不要

人権擁護委員による特設人権相談所を開設します。悩みごと・困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

日時 5月15日(金) 13時30分~16時

場所 区役所4階 401会議室

問合せ 大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会

☎ 6942-1196 ☎ 6942-1627

市税の納期限のお知らせ

軽自動車税の納期限は、6月1日(月)です。身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者などの方で軽自動車税の免除の申請をされる場合は、納期限までに市税事務所で手続きを行ってください。

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ(軽自動車税)

☎ 4397-2954

※月~木:9時~17時30分、金:9時~19時

歩みの会(認知症当事者の会)に参加しませんか?

無料 申込不要

毎回参加者同士で活動内容を考え、お花見をしたり、ポッチャなどの屋内ゲームを楽しんだりしています。一緒に活動できる仲間を募集中です。お気軽にご参加ください。



日時 5月26日(火) 13時30分~15時 (毎月第4火曜日開催)

※ご家族の方は同時刻に開催している「なでしこ家族会(介護家族の会)」に参加することも可能です。

場所 浪速区在宅サービスセンター(難波中3-8-8)

対象 認知症の人、もの忘れが気になる人

問合せ 浪速区オレンジチーム(浪速区社会福祉協議会内)

☎ 6636-6071 ☎ 6636-6028

※月~土:9時~17時30分(日・祝・年末年始除く)

浪速区老人福祉センターの 愛称を募集します

高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりの拠点である老人福祉センターをより身近に感じていただくとともに、皆さんに愛され、親しまれる施設となるよう「愛称」を募集します。

募集期間 5月20日(水)~6月20日(土)

応募方法 浪速区社会福祉協議会、浪速区老人福祉センター設置の「応募箱」へ投函

応募対象 市内在住の方

※作品に関する一切の権利は大阪市に帰属し、作品はその一部を変更、補作する場合があります。応募作品の返却はいたしません。

問合せ 浪速区老人福祉センター

☎ 6643-0792 ☎ 6644-6934

繁殖期のカラスにご注意を!



カラスは5~6月ごろにヒナを育てます。この時期は親カラスがヒナを守るため、巣に近づいた人を威嚇したり、大きな声で鳴き続けたりすることがあります。こうしたカラスを見かけたら、あわてずにその場を離れましょう。また、巣立ち直後のヒナは地面に落下してしまうことがあります。近づく親カラスに威嚇される恐れがあるため、近づかないようにしましょう。

●ごみを荒らされないために

カラスは目で食べ物を探しています。カラスのエサとなる生ごみは十分に水気を切り、新聞紙などで包んで外から見えないようにし、決められた時間・場所に出しましょう。

【カラスネットの貸し出しについて】

中部環境事業センター出張所(6567-0750)へお問い合わせください。



問合せ ☎ 保健福祉課(保健)

☎ 6647-9973 ☎ 6644-1937

広告募集 「広報なにわ」の広告を募集しています!

浪速区の広報紙に広告を掲載しませんか?掲載基準や金額などの詳細は、ホームページをご確認ください!

「広報なにわ」は 毎月16,000部発行

ご家庭や施設など 浪速区内で配布!



問合せ ☎ 総務課(企画調整)

☎ 6647-9683 ☎ 6633-8270

